

船橋都市計画臨港地区の変更（千葉県決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
千葉港臨港地区	約93ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

我が国経済の発展と安定を支える国際貿易港として重要な役割を果たしている国際拠点港湾である千葉港において、適正な土地利用の規制により、港湾の管理運営が円滑に図られるよう、臨港地区を変更するものである。

船橋都市計画臨港地区の変更

理 由 書

千葉港は、昭和28年に港湾法に基づく地方港湾の指定を受け、更に昭和32年には重要港湾、昭和40年には特定重要港湾の指定をそれぞれ受け、臨海部の埋立てと企業誘致により発展してきた港であり、平成23年に港湾法の改正に伴い国際拠点港湾となっている。

港湾区域（水域）の面積は、約24,800ha、海岸線延長は約133kmにも及ぶ日本一広い港湾となっており、その背後地の陸域は市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市にわたる全国屈指の国際貿易港として、千葉県はもとより我が国の経済活動に大きく貢献している。また、工業、物流の機能の他、近年の海洋性レクリエーション需要増大に伴い、海浜公園、人工海浜などが開設されるなど多くの機能を有する港である。

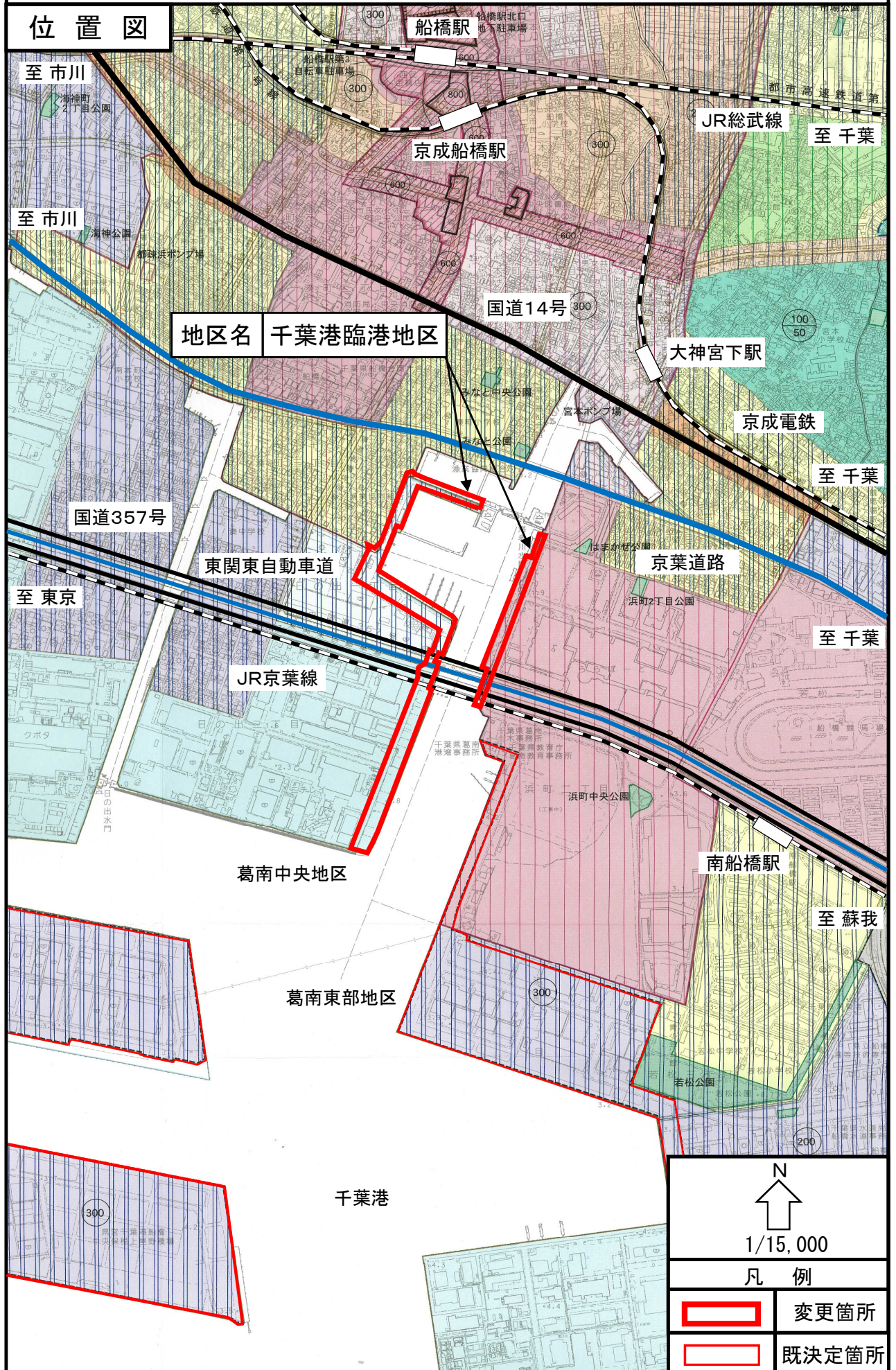
このように、国際拠点港湾として多様な機能を果たすことが期待される千葉港については、港湾の良好な管理運営を図り、千葉港港湾計画に位置付けられた各地区の機能を適正に果たしていく土地利用を誘導していくため、臨港地区の指定を促進していく必要があることから、平成12年に国から通知のあった「都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）の内容も踏まえ、順次臨港地区の指定を行ってきた。

千葉港における臨港地区の指定は、昭和40年6月に千葉中央埠頭及び出洲埠頭の一部69haを指定し、平成18年2月に両埠頭での指定範囲の拡大等72.2haを追加指定した。また、平成20年8月に船橋都市計画、平成26年3月に袖ヶ浦都市計画、平成27年3月に市川都市計画、平成28年12月に市原都市計画、平成29年3月に千葉都市計画において、順次指定を実施してきた。

今回、臨港地区を変更しようとする区域については、この計画書に基づき① 港湾施設が設置されている区域、② ①の周辺で、港湾の開発、利用、保全に著しく支障を与える行為を規制する必要がある区域（港湾管理者が管理する港湾施設と水面に囲まれた範囲）とし、公共の埠頭や臨港道路が集積した地区であることから、港湾活動の進展と港湾の良好な管理運営を図るため、臨港地区として追加指定し、適正な土地利用を推進するものである。

船橋都市計画臨港地区の変更について(千葉県決定)

位置図



船橋都市計画臨港地区の変更について(千葉県決定)

